

横浜情報文化センター 平面駐車場入口門扉修繕工事仕様書

1 目的

本件業務は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が管理運営する横浜情報文化センター内の平面駐車場入口に設置された門扉の劣化部品等を撤去・交換し、正常に動作できる状態に修繕を行い、円滑な建物管理を行うために実施するものである。

2 施工場所の概要

建物名称	横浜情報文化センター
所在地	横浜市中区日本大通 11 番地
用途地域等	商業地域・防火地域・第 7 種高度地区・中央地区駐車場整備地区・日本大通り用途誘導地区地区計画
敷地面積	4,393.49 m ²

3 基本方針

- (1) 開館日に施工する方法により、機器一式を更新する。
- (2) 機器の取替にあたっては、既設同等品以上の物品を調達し、搬入・設置の上、試験調整を行うものとする。
- (3) 既設機器の撤去及び処分を含むものとする。

4 履行期限

令和 6 年 3 月 31 日

5 業務内容

- (1) 現地確認
- (2) 門扉修繕
 - ア 既存門扉を新たに置き換え、門扉をスムーズに開閉できるようにする。
 - イ 門扉にかかる戸先及び戸尻の柱については、既存のものを活用する。
 - ウ 新設の門扉には落とし棒を設置し、戸先側にある既設の受け具に入るよう調整する。
 - エ 門扉に係る解体及び設置において発生する各作業は本業務に含まれる。
- (3) 動作確認
- (4) 撤去部材の処分、清掃

6 提出書類

(1) 請負人は、以下に示す書類を作成の上、財団担当者に提出すること。

なお、工程表の作成にあたっては、財団と事前に協議を行うこと（業務項目や内容によっては、業務時間を指定する場合がある。）。

提出書類等	提出期限	部数
【着手前】 ・ 工事着手届出書 ・ 配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書	・ 工事着手届出書は工事着手前に ・ 配置主任技術者・現場代理人届出書は開札後2営業日後の17時まで	1部
【着手時】 ・ 請負代金内訳書及び工程表	・ 工事請負契約書締結後5日以内（土日祝日を除く。）	1部
【完了時】 ・ 工事完了通知書及び検査	・ 工事完成通知書は工事完成後直ちに	1部

(2) 業務遂行にあたり、不具合な箇所を発見した場合は、その都度、速やかに財団に報告すること（不具合な箇所及び内容をできるだけ詳細に報告すること。）。

7 施工について

(1) 業務従事者は、工事中と書いた腕章等を付けること。また、必要により身分証明書を携帯すること。

(2) 特に指示がある場合を除き、財団の立会いのもとに業務を行うこと。

(3) 業務関係者以外に危険が及ばないように万全の措置を講じること。

(4) 業務を行う上で、疑義等が生じた場合は、財団と協議の上、決定すること。

(5) 館内の物品等に損傷及び汚染などの損害を与えないように十分注意し、万が一、損害を与えた場合は請負人の負担において速やかに原状回復を行うこと。

(6) 発生する不要資材等は請負人が搬出し、自らの責任において適切に処分すること。

(7) 業務終了後の清掃・後片付け等を十分に行うこと。

(8) 業務用車両については指定された場所に駐車を行うとともに他の車の出入りに支障とならないように配慮すること。

(9) 業務期間中は現場代理人を必ず常駐させるとともに、作業の開始及び終了について、財団に報告すること。

(10) 関係法令を遵守し、作業を行うものとする。また、請負人は業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、

財団の職員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等、協力すること。

- (11) 作業に際し、財団の備品、機器等は使用しないこと。
- (12) 本件に係る主任技術者を施工現場に配置すること。
- (13) 請負人は、工事が完成したときは、直ちに、その旨を発注者に通知すること。また、発注者は、工事検査完了書は工事完了通知書を受けた日から14日以内に、請負人立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負人に通知すること。

8 その他

- (1) 本件業務は、契約書及び本仕様書に基づき、財団の指示により施工すること。また、本仕様書は、仕様の大要を示すものであり、当然に施工しなければならないことはもちろんのこと、修繕で必要なことは、請負人の責任において施工すること。
- (2) 請負人による本件業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときの責任を負う期間（以下「契約不適合責任の期間」という。）は、工事完了後1年間とし、その間は同設備等の故障により取替が必要である場合には、無償にて行うこと。
- (3) 請負人は本件業務に従事していない時であっても、上記に記載された修繕に伴う不具合が発生した場合は、契約不適合責任の期間が終了するまでは、財団からの要請により直ちに係員を派遣して当該機器等の調査及び簡易な修繕を行うこと。また、必要によりメーカー側にも連絡し、技術的な協力を要請するなどして万全を期すこと。
- (4) 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、財団と協議の上、決定すること。